

氏名(本籍地)	岩浦厚信(宮崎県)		
学位の種類	博士(人間環境デザイン学)		
報告・学位記番号	甲第445号(甲人第3号)		
学位記授与の日付	平成30年9月25日		
学位記授与の要件	本学学位規程第3条第1項該当		
学位論文題目	全国自治体における建築物のバリアフリー化の実効性に関する研究		
論文審査委員	主査	教授 博士(工学)	高橋儀平
	副査	教授 博士(学術)	水村容子
	副査	教授 博士(工学)	菅原麻衣子
	副査	元国際医療福祉大学大学院教授 博士(工学)	野村 歡

【論文審査】

本論文は、1990年代以降、全国の地方公共団体（本論では「自治体」と略称する）において、主として建築物、公共空間のバリアフリー化を推進する上で、極めて重要な役割を担っている福祉のまちづくり条例（以下「自主条例」）と2002年の改正ハートビル法により新たに導入されたバリアフリー付加条例（以下「委任条例」）の実効課題を解明することにより、地域生活環境における建築物等のより一層のバリアフリー化推進に向けた制度設計の在り方を論じている。本論文では、とりわけ、自主条例及び委任条例の運用実態、条例が遵守されていない状況について解明することを狙いとして、全都道府県、主要都市を対象とした延べ6回に渡るアンケート及びインタビュー調査を行った。

本論文は全6章からなる。第1章では序論として研究の背景及び既往研究から得られた研究課題を明らかにし、第2章では研究目的と研究方法を、第3章では都道府県の自主条例や委任条例の規定内容と自主条例に基づいて実施されている福祉のまちづくり推進事業について考察している。第4章では、全国自治体調査により得られた建築物のバリアフリー化の実績を地域ごとの適合率で分析し、自治体の行政指導の在り方について論じている。

第5章では、以上を踏まえて好事例自治体を例に、バリアフリー化すべき建築物の具体的な改善策を提案し、第6章結論と今後の課題に結び付けている。結論では自主条例及び委任条例が連動したバリアフリー化のあり方を具体的な行政指導として取りまとめ、今後の課題では、現在進行中のバリアフリー法の改正を睨みつつ、自治体が取べき住民、事業者、行政の役割と制度設計の方向性を提言している。

第1章「序論」では、岩浦氏が本研究に至った動機を記し、ついで既往研究レビューを展開している。とりわけ氏が学部生時代から参加した重度障害者の居住問題に係るボランティア活動が、その後の氏の福祉のまちづくり活動への関与を決定づけたと回顧する。氏は、学部卒業後これらの経験を宮崎市役所の一職員として開花させ、福祉のまちづくり行政の第一線で活躍することとなった。氏の宮崎市職員時代の福祉のまちづくり、バリアフリー行政への貢献では、1992年の福祉環境整備要綱の制定、2001年の福祉のまちづくり条例の制定、その後の市内における小規模店舗のバリアフリー化で全国の先進地方都市のモデルとして多くの事業を推進してきたことが挙げられる。これらの功績により、宮崎市は2007年第1回国土交通省バリアフリー、ユニバーサルデザイン功労者大臣表彰を受賞する。

既往研究レビューでは氏の研究以前にも多くの研究者が自治体のバリアフリー事業を評価、検証していることを紹介しているが、そのいずれも課題表出に留まり、具体的な対策を論じるまでには至っていないと指摘する。これはその通りと認められる。

第2章は「研究の目的と方法」である。研究目的は上述した通りであるが、バリアフリー化される建築物を増やすこと、条例の実効性を担保する方策の解明である。そのため本研究では、自主条例や委任条例等の実態調査を全47都道府県と12基礎自治体（政令市と中核都市の一部条例施行自治体）計59自治体を対象に行い、自治体ごとに施設用途や建築部位ごとの丹念な分析を試みている。調査により収集されたデータは、これまで国土交通省レベルでも殆ど把握されていない条例施行自治体の貴重なデータとして捉えることができる。研究では、これらのデータを特に自治体の条例執行体制（手続き体制）との関係で分析している。

第3章「都道府県の福祉のまちづくり推進施策の考察」では、調査した全自治体のうち自主条例を制定している46都道府県（このうち委任条例を施行しているのは13自治体、鳥取県は自主条例を廃止し委任条例のみ）を対象とする分析を行っている。本章では自主条例の規定には以下の問題があると判断する。一つは「事務手続きと行政指導」である。調査では条例に「完了届」が規定されていない自治体が14、「完了検査」を規定していない自治体が24であった。またバリアフリー整備の完了を建築主自らが自己申告する条例適合証交付申請は任意の規定が多く、対象施設に対する整備基準の適合義務も大半が「努める」規定であると述べている。加えて工事の事前協議や届出の大半が「工事着手30日前」であり、殆どが建築確認申請と同時の審査となり自主条例整備基準の指導の難しさを露呈させていると指摘する。さらに全国調査からはバリアフリー基準適合個所が1つでも満たさない場合の「不適合」判断問題も指摘する。

また、本章では、バリアフリー法委任条例の在り方についても述べ、福祉のまちづくり

の動きを総合的な推進体制でとらえることの重要性を考察している。

第4章「自主条例の実効性について」では、自治体調査から得たデータを基にアンケート調査、ヒアリング調査を重ね、条例適合問題の精度を高めている。その上で条例整備基準適合率が高い自治体と低い自治体を比較分析している。氏はこの適合率を、届出時と完了後データとして入手し、届出時の全国平均は、2009年度40.3%から2016年度36.6%と低下、完了後は2009年度25.7%から2016年度20.1%と低下していると指摘している。この結果を適合率の高い京都府と長崎県で再確認し、事前協議書の副本を建築確認申請に添付させていることがポイントであると指摘する。現行では自主条例の届出指導を待たずに、民間指定確認検査機関に建築確認申請を行うことが可能であるが、両県では届出時、完了時の検査においても建築確認申請の完了届の提出指導を行っている。しかしながら調査ではこの両県のような対応が少なく、本論では自主条例と委任条例の連動を制度化することで状況改善を提案する。分析の結果として行政指導には主として以下の3ケースがあるとまとめた。①「建築確認申請前の事前協議、完了届、完了検査時のそれぞれで行政指導」、このケースでは届出時適合率及び完了後適合率は7～8割と極めて高い。②「事務手続きの時のみ行政指導」、このケースでは届出時適合率は高くても完了後適合率は3割程度に低下する。③「行政指導を行わない」ケースである。この場合は、届出時適合率及び完了後適合率とも1割以下という結果であると指摘する。第4章では、この他、協議対象施設と整備基準の遵守分析についても言及し、特に課題の一つである整備基準部分では、視覚障害者用設備、車いす使用者用便房、オストメイト設備の整備問題を指摘し、今後のバリアフリー法建築設計標準への提言に繋がる重要な考察部分となっている。

第5章では第4章で得られたデータを踏まえて「都道府県と基礎自治体」を比較考察している。事例として比較的整備率が高い傾向を示した福岡県と福岡市、さらに岩浦氏が当初から関わった宮崎県と宮崎市を比較している。福岡県は2016年度の届出適合率が65.5%と高いが、完了適合率32.5%と低下する。福岡市は2016年度が同水準の66.0%、完了後適合率が75.4%とアップする。その要因を本論では、建築確認申請前の行政指導及び福祉のまちづくりを推進する建築士等の協議体の有無、民間補助事業の有無に起因していると捉える。一方宮崎県は、2012年度で届出時適合率が9.2%、完了後適合率が4.2%で、氏は「行政指導を行わない」自治体と位置付ける。宮崎市は、2012年度の届出時適合率は56.0%、完了後適合率52.4%で、福岡市と同様に建築確認申請前の事前協議、完了届、完了検査体制を有していると捉える。しかしこの宮崎市も担当部門の再編により専門部署がなくなり、2016年度の届出時適合率は48.2%、完了後適合率は37.2%と低下する。以上から、氏は対象施設規模、整備基準内容ではなく自治体の組織体制で適合率の変動が大きいことを指摘している。

第6章「結論と今後の課題」では、本研究の成果として、適合率を左右する事務手続き

の流れを重視した結論を導き出している。つまり、建築物のバリアフリー化の実効性を高めるためには、自主条例を定める自治体が、①建築確認申請前の事前協議、②完了届、③完了検査をそれぞれの段階で徹底して実施することの重要性を主張している。第5章では福岡市の好事例を取り上げているが、自主条例施行段階から一貫してこの三段階を堅持した政策が75%を超える完了時適合率となっていると分析する。自主条例とは別建ての委任条例の運用については、民間指定確認検査機関に提出される建築確認申請前の事前協議の遵守と、民間指定確認検査機関から特定行政庁に対して行われる建築確認後の通知を、申請受付時点においても通知する、同時運用の必要性を論じている。

また、重要課題の一つである住民生活に身近な小規模施設や既存施設のバリアフリー化については、協議対象施設に加えること、設備投資が小さいことなどを配慮した独自の整備基準設定の必要性を提案している。加えて、適合が低下する視覚障害者用設備などでは、明確に必要とする施設を限定するなど、地域全体での柔軟な整備基準の発想が重要と捉えている。単純に適合率低下を阻止することはできないので、対象施設や基準見直しから翻って地域や既存施設のバリアフリー化を問う提案である。

さらに、委任条例については、建築物のバリアフリー化の実効性を高めるために必要であり、特別特定建築物の付加は、自治体のバリアフリー政策立案能力に関わること、住民参加、当事者参加の「条例調査検討部会」（大阪府福祉のまちづくり審議会）等において十分な検討と監視が必要と指摘する。今後の課題として、福祉のまちづくりの推進体制、専門部署の創設、住民、事業者、行政が相互にスパイラルアップする体制の再構築を提言している。

【審査結果】

岩浦氏が宮崎市職員として関わった福祉のまちづくりの業務活動から得た経験と教訓、課題を全国調査という手法で解明しようとした点は、行政事情を知る側からであり、かなり困難な作業になったと推測する。調査対象となった自治体にとっては自らの運用体制が問われる情報開示でありその決断を促した氏の研究努力も評価したい。

データ分析では自治体への一定の配慮を行うために数値的に評価しうる適合率を採用した。届出時、完了時の適合率を比較したことは本研究を評価する要となった。本研究の遂行に当たっては繰り返し追跡調査を行い行政データの経年変化を捉え、かつ調査過程での結果を、即自治体関係者にフィードバックするなど、研究者と行政との今後を見据えた橋渡しの実践研究となった。岩浦氏は、本論文の中核をなす以下2本の査読論文を日本建築学会計画系論文集に発表し、かつ一般社団法人日本福祉のまちづくり学会においても関連する一連の調査研究報告を意欲的に行っており、多くの研究者や自治体関係者に刺激を与えている。これらは本研究の新規性、普遍性と波及性、有用性を証明するところである。

なお、本研究に関する各種調査においては、東洋大学が規定する「学校法人東洋大学行動規範」「東洋大学研究活動規範」等に定める事項を十分に遵守している。

以上、岩浦氏が請求された論文を慎重に審査した結果、福祉社会デザイン研究科（人間環境デザイン専攻）の博士学位審査基準に照らしても妥当な研究内容であると認められる。

従って、所定の試験結果と論文評価に基づき、本審査委員会は全員一致を持って岩浦氏の博士学位請求論文は、本学博士学位を授与するに相応しいものと判断する。

付) 既発表論文

- ①岩浦厚信・高橋儀平「宮崎市における民間小規模建築物のバリアフリーの現状と評価について」日本建築学会計画系論文集 Vol.79 No701, pp1531-1539, 2014.7
- ②岩浦厚信・高橋儀平「地方自治体における建築物のバリアフリー化のための委任条例と自主条例の運用に関する研究」日本建築学会計画系論文集 Vol.82 No731, pp-21-29, 2017.1